

介護保険料の減免制度

岡崎市では介護保険料の減免制度を設けております。下の表に該当する場合は、介護保険料の減免の対象となります。

減免対象者	減免要件	減免申請の際に必要なもの
被災者	震災、風災害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財について著しい損害を受け、第1号被保険者の前年合計所得金額が750万円以下のかた	☐ 災害証明書 ☐ 火災証明書 ☐ 保険による補てん額が分かるもの ☐ 印かん（認印）
所得減少者 ※事由が発生した年度の 保険料のみ減免対象	世帯の生計中心者が死亡し、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、生計中心者の当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	☐ 当該年度の収入明細書 ☐ 印かん（認印）
	世帯の生計中心者が『心身に重大な障がいを受けた』『長期入院した』『事業又は業務が休廃止した』『事業における著しい損失があった』、又は『失業した（定年退職は除く）』等の理由で、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	☐ 当該年度の収入明細書 ☐ 事実が証明できる書類（雇用保険受給資格者証等） ☐ 印かん（認印）
	干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等の理由で、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	☐ 干ばつ等が証明できる書類等 ☐ 印かん（認印）
給付制限者 ※事由が発生した年度の 保険料のみ減免対象	刑事施設等に拘禁され、介護保険の給付を受けることができないかた（ただし2か月を超える場合）	☐ 拘禁証明書 ☐ 印かん（認印）

介護保険料の減免を受けるには、減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日と当該減免の事由が発生した日から 30 日を経過する日とのいずれか遅い日までに減免申請書を提出していただく必要があります

ご不明な点は、下記までお問合せください。

[illegible]